

答申第44号
平成15年9月22日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年8月9日付け兵公委発第053b-7011号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締りの実施について、妥当性を検証した関係警察官の報告書、現場確認の結果報告書。
ただし、別紙1 D 参照

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締りの実施について、妥当性を検証した関係警察官の報告書、現場確認の結果報告書。ただし、別紙1 D 参照」を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成14年4月8日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分について

ア 審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成 年 月 日、神戸市須磨区 において実施された交通取締りに関して、その妥当性を検証した関係警察官の報告書及び現場確認の結果報告書である。

イ 審査請求人が本件取締りで嫌疑を受けたのは誤測定に基づくことは明らかであり、このままでは恣意による点数加算を許してしまうことになる。行政処分の適正を担保するためにも、本件公文書については、これを公開する公益上の必要があり、条例第8条により公開されるべきである。

ウ 警察本部長は、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第1号に該当する個人情報及び同条第6号に該当する取締り場所に関する情報といった非公開情報を公開することになるため、本件は条例第9条に該当するものとして、当該文書の存否を明らかにすることはできないと説明している。

また、兵庫県公安委員会(以下「諮問庁」という。)は、非公開理由補足説明書において、上記「取締り場所に関する情報」は条例第6条第3号にも該当する旨を主張している。

エ しかし、本件の場合には不起訴処分となったことから違反が事実であった

とは認定されていないので、住所・氏名等以外は「通常他人に知られたくないもの」に該当しない。

また、本件公文書は過去に行われた取締りの結果についての文書であり、公開されたとしても「違法又は不当な行為を容易にするおそれ」はない。

諮問庁は、速度取締りの場所に関する情報が公になると、取締り効果が期待できなくなる、犯罪捜査・予防の活動に支障を来すなどと主張するが、取締りの場所が公になれば、取締りを避けようとする運転者は、当該場所を通行しない、又は当該場所で違反をしないようになり、当該場所での事故は減るので、取締りの目的は達成されるし、犯罪捜査・予防の活動に支障が生じることはない。当該場所を知っているから対抗措置を講じるという主張は諮問庁の妄想に過ぎない。また、当該場所を公開することとその他の場所における違反行為を容易にすることとは何ら関連性がない。

よって、上記ウの主張は失当であり、条例第9条を適用する理由はない。

オ さらに、請求者に対する須磨警察署長からの回答からしても、また、違反点数入力という結果からしても、本件公文書が存在していることは明らかである。よって、存否応答拒否によって守られる利益はなく、条例第9条の適用は不当である。

本件非公開決定通知書に記載された理由について

本件非公開決定通知書には、存否応答拒否に当たって該当する条文が条例第6条第1号及び同条第6号であることと、同条の条文を要約したものしか記載されておらず、理由としては不足しているので、本件非公開決定処分は違法である。

3 本件審査の過程における手続上の問題点について

警察本部長の行った条例に基づく処分に対して、諮問庁に審査請求が提起された場合、諮問庁の権限は、情報公開審査会に諮問を行うこと及び答申の内容を尊重した裁決を行うことである。

本件審査の過程においては、非公開理由説明書が諮問庁から提出され、そこには「非公開の決定は妥当であるとの答申を求める」と記載されているが、本来処分理由を説明しなければならないのは処分庁である警察本部長であって、諮問庁ではない。よって、本件非公開理由説明書は、権限のない行政庁からの理由説明であって、無効である。

4 非公開理由の追加主張について

諮問庁は、本事案の審議が終了する間に「非公開理由補足説明書」を提出し、前記2ウ後段のとおり、非公開理由を追加しているが、本説明書の提出は審議を遅らせ、裁決の遅延に影響を及ぼす違法なものであり、行政不

服審査法の精神から逸脱した意見書提出権の濫用であって、採用すべきではない。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書、非公開理由補足説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

本件公文書に係る公開請求書には、須磨警察署長が特定個人に宛てた回答書が添付されており、当該個人が同警察署長に対し質問書（信書）を提出したことが推察できる内容になっている。そのような信書の存在及び内容は、条例第6条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」に該当する。

上記信書に記載された内容に基づいて文中に出てくる事柄を特定して、それに関する公開請求が行われたことに対し、請求対象の公文書の存否を答えることは、上記信書の内容や存在について答えることとなり、条例第6条第1号により保護しようとする利益が損なわれる。

本件公文書は、特定の日、特定の場所において行われた速度取締りの報告書及び現場確認の結果報告書である。

速度取締りの場所に関する情報は、速度取締りが可能な場所が限定されることから、たとえ過去の情報といえども、速度取締りを行うことが予定されている場所に関する情報に該当する。これらの情報が公になると、運転者が当該場所で減速する又は当該場所を避けるといった回避措置を講じるため、取締り効果がほとんど期待できなくなるとともに、道路交通法違反被疑者を検挙する犯罪捜査や犯罪予防に支障が生じる。よって、これらの情報は、条例第6条第6号ア「公にすることにより、取締りに係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報」に該当するだけでなく、同条第3号「公にすることにより、犯罪の予防又は捜査に支障があると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」にも該当する。

一般に特定の日時、特定の場所における交通取締りに係る公文書に関する公開請求については、当該公開請求に係る公文書の存否を答えることは、特定の日時、特定の場所において交通取締りが行われているか否かを答えることとなり、条例第6条第6号及び同条第3号により保護しようとする利益が損なわれる。

したがって、本件公文書に係る公開請求に対しては、条例第9条を適用

し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

2 公益を理由とする公開について

審査請求人は、本件公文書には公開する公益上の必要があり、条例第8条により公開されるべきであると主張する。

しかし、特定の個人にあてた回答書の存在及び内容に関する情報は、最もプライバシー性の高い情報であって、最大限の配慮をしなければならない情報であり、また、特定の取締り場所における交通取締りに関する情報は、取締りに係る事務の適正な遂行に関する情報であって、安全で安心して暮らせる社会を守るために非公開とすべき公益性の高い情報である。よって、公益上の理由から公開を求める審査請求人の主張は認められない

3 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であると主張する。

しかし、本件公文書に係る非公開決定通知書には、いかなる根拠に基づき、非公開情報のどれに該当するとして本件処分がなされたのかについて記載されており、存否応答拒否を適用した処分の理由としての要件を充足している。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、特定の日、特定の場所における速度違反取締りの実施に当たって、関係警察官が作成した報告書及び現場確認の結果報告書である。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号、同条第6号ア及び同条第3号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

ア 諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、特定個人が須磨警察署長に送付した信書の存否が明らかになり、条例第6条第1号に規定する

非公開情報の保護法益が損なわれると主張している。

なお、条例第6条第1号は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を非公開情報として規定している。

イ 本件公文書に係る公開請求書を見てみると、公文書の件名として、「平成 年 月 日兵庫県神戸市須磨区 にてのスピード違反交通取締まりの実施において、妥当性を検証した、関係警察官の報告書、現場確認の結果報告書。ただし、別紙1 D 参照」と記載されている。そして、別紙1として、須磨警察署長から特定の者（実名が記載されており、請求者本人であることが明らかである。）に対する回答書が添付されており、そのうち D には、本件対象文書を特定するために必要な情報が記載されている。そのことによって、本件公開請求は特定の者に関する公文書の公開請求になっていることが認められる。

ウ 以上のことから、本件公文書を特定するに当たっては、単に、上記の日、上記の場所で行われたスピード違反交通取締りにおいて作成された報告書すべてを特定するのでは不十分であって、そのうち、別紙1に氏名が記載された特定の者を対象とする報告書を本件公文書として特定すべきであると言える。

言い換えれば、本件公文書は、特定の日、特定の場所における交通違反取締りにおいて、特定の個人の違反を対象に作成された報告書であると考えられる。

エ よって、本件公文書の存否を答えることにより、特定個人が交通取締りを受けたか否かが明らかになると言える。

条例第6条第1号は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を非公開情報として規定している。そして、非公開情報は請求者のいかにかわらず一律に適用されるものであることから、通常他人に知られたいと認められるか否かは、一般人の判断を基準とすべきと考えられる。そうすれば、特定個人が交通取締りを受けたか否かが条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当することは言うまでもない。

オ したがって、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第1号の非公開情報の規定により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の主張は結論において是認できる。

カ 以上のとおりであるから、条例第9条を適用したことについて諮問庁の

挙げるその余の理由の適否については、判断するまでもない。

審査請求人は、本件のスピード違反交通取締りが誤測定に基づくことを挙げて、行政処分の適正を担保するためにも、本件公文書については、これを公開する公益上の必要があり、条例第8条により公開されるべきであると主張するので、この点について検討する。

ア 条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に規定する情報に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。」と規定している。これは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報の規定により保護される利益と当該情報を公開することの公益上の必要性とを比較考量し、個々の事案における特殊な事情によって、後者が優越すると実施機関が判断する場合には、当該公文書を公開することができることを定めたものであると解される。

イ 一方、条例第2条第3項は、「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。よって、非公開情報の中でも個人情報について条例第8条を適用する場合には、この規定の趣旨を十分に踏まえ、個人に関する情報を安易に公開することのないように特に慎重に取り扱わなければならないものと解される。

ウ 本件公文書は、前記ウのとおり、特定の日特定の個人の交通違反に対して、関係警察官が作成した報告書及び現場確認の結果報告書である。よって、本件公文書が存在するという事、あるいは存在しないということ自体が個人に関する情報であって、たとえ審査請求人が主張する公開の利益があったとしても、本件について条例第8条を適用しなかった警察本部長の裁量的判断に誤りがあったとは認められないものである。

以上のことから、警察本部長が条例第9条を適用し、本件公文書の存否を明らかにしないで、非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

なお、本件公開請求については、自己情報の本人開示請求を情報公開請求の形をとって行ったものと解される。しかし、そのことは、情報公開制度は条例により、一方、自己情報開示制度は個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）により、それぞれ整理されている今日の本県の法制度の下では、本件については自己情報の本人開示請求ではなく、一般の情報公開請求とみるべきであることから、条例第6条第1号の関係

で条例第9条を適用したことは妥当であるという上記の判断に影響を及ぼすものではない。

3 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、本件非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であり、本件処分は違法であると主張するので、この点について検討する。

条例第10条第3項によれば、実施機関は、「公文書の一部を公開する旨の決定又は非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。」とされている。

これは、本件のような非公開決定の処分を行った際には、事案の内容に即して十分に具体的な理由を明らかにすることを実施機関に義務づけたものと解される。

そして、条例において理由付記が必要とされる趣旨は、非公開決定処分の客観性及び判断の慎重・合理性を担保し、請求者に処分の理由を理解してもらおうと同時に事後救済手続上の便宜に資することにあると考えられる。

本件非公開決定通知書の非公開理由の欄を見ると、まず、条例第9条該当との記述があり、次いで「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例第6条第1号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められる非公開情報及び同条第6号に該当する県の機関が行う取締りに係る事務に関する情報であって、公にすることにより、違法又は不当な行為を容易にするおそれがある非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにすることはできない。」と記載されている。

本件非公開決定通知書には、本件公文書の存否を明らかにするだけで条例に掲げられた非公開情報を公開することになる旨の説明に加えて、当該非公開情報の該当条文にも言及がなされており、この程度の理由付記であれば、上述した理由付記が必要な趣旨に照らして、審査請求人の不利益にはなっていないと考えられる。よって、審査請求人の上記主張は採用できない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件非公開理由説明書について、諮問庁から提出されていることをもって無効であると主張するが、条例第20条第4項によると、非公開理由説明書の提出といった手続は諮問をした実施機関が行うことになっており、審査手続はこの規定に基づいて進められたものであって、違法な点は認められない。

審査請求人は、諮問庁が非公開理由を追加したことについて、審議を遅らせるものであると主張するが、当審査会の判断は前記2 のとおりであって、審査の期間に影響を及ぼすものではなかった。

5 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 8 . 9	・ 諮問書の受領
14 . 8 . 27	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
14 . 11 . 6	・ 審査請求人の意見書の受領
14 . 11 . 13 (第139回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
15 . 1 . 6 (第140回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 2 . 3 (第141回審査会)	・ 審議
15 . 3 . 11 (第142回審査会)	・ 審議
15 . 4 . 22 (第143回審査会)	・ 審議
15 . 5 . 27 (第144回審査会)	・ 審議
15 . 6 . 5	・ 諮問庁の非公開理由補足説明書の受領
15 . 6 . 25 (第145回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 8 . 5	・ 審査請求人の反論書の受領
15 . 8 . 6 (第146回審査会)	・ 審議
15 . 8 . 27 (第147回審査会)	・ 審議
15 . 9 . 22 (第148回審査会)	・ 審議 ・ 答申